

令和6事務年度における相続税の調査等の状況

令和7年12月
大阪国税局

I 相続税の調査等の状況

- 1 相続税の実地調査の状況
- 2 相続税の簡易な接触の状況

II 調査に係る主な取組

- 1 相続税の無申告事案に対する実地調査の状況
- 2 相続税の海外資産関連事案に対する実地調査の状況
- 3 贈与税の実地調査の状況

III 参考計表

- 1 申告漏れ相続財産の金額の推移
- 2 申告漏れ相続財産の金額の構成比の推移
- 3 相続税の海外資産関連事案に係る財産別非違件数の推移
- 4 相続税の海外資産関連事案に係る地域別非違件数の推移

I 相続税の調査等の状況

1 相続税の実地調査の状況

資料情報等から申告額が過少であると想定される事案や、申告義務があるにもかかわらず無申告であると想定される事案等について、相続税の実地調査を実施しました。

令和6事務年度においては、実地調査件数は、1,765件（対前事務年度比103.7%）、追徴税額合計は164億円（同116.4%）と、いずれも増加しました。

○ 相続税の実地調査事績

項目		事務年度等	令和5事務年度	令和6事務年度	対前事務年度比
①	実地調査件数	件	1,702	1,765	103.7
②	申告漏れ等の非違件数	件	1,463	1,517	103.7
③	非違割合 (②／①)	%	86.0	85.9	▲0.0
④	重加算税賦課件数	件	140	243	173.6
⑤	重加算税賦課割合 (④／②)	%	9.6	16.0	6.4
⑥	申告漏れ課税価格 (注)	億円	549	606	110.2
⑦	⑥のうち 重加算税賦課対象	億円	54	134	248.1
⑧	追徴税額 本税	億円	123	143	116.0
⑨	追徴税額 加算税	億円	18	22	118.9
⑩	追徴税額 合計	億円	141	164	116.4
⑪	1 実 件 地 当 た 調 り 查 申告漏れ課税価格 (⑥／①) (注)	万円	3,228	3,431	106.3
⑫	追徴税額 (⑩／①)	万円	829	931	112.2

(注)「申告漏れ課税価格」は、申告漏れ相続財産価額（相続時精算課税適用財産価額を含む。）から、被相続人の債務・葬式費用の額（調査による増減分）を控除し、相続開始前3年以内の被相続人から法定相続人等への生前贈与財産価額（調査による増減分）を加えたものである。よって、「Ⅲ 参考計表」の「1 申告漏れ相続財産の金額の推移」の金額と一致しない。

2 相続税の簡易な接触の状況

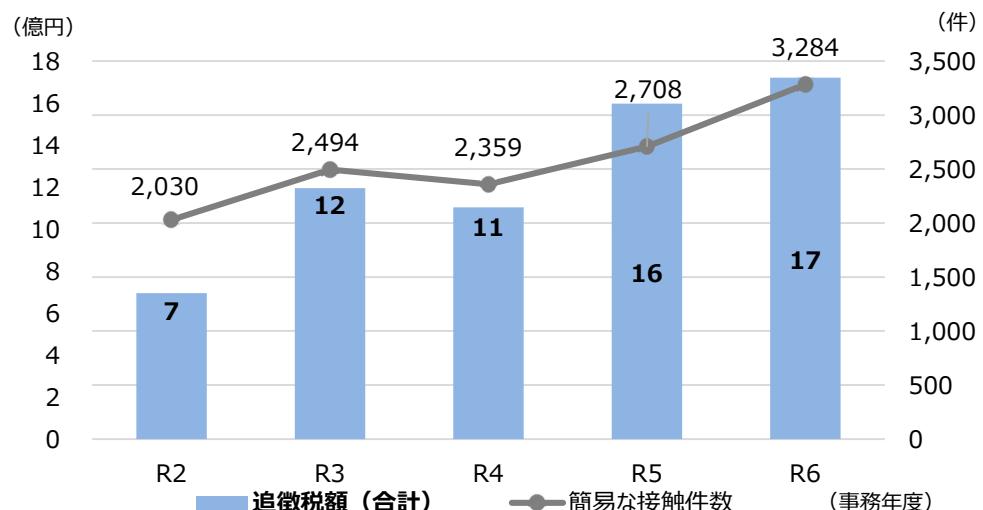
実地調査を適切に実施する一方、文書、電話による連絡又は来署依頼による面接により申告漏れ、計算誤り等がある申告を是正するなどの接触（以下「簡易な接触」といいます。）の手法も効果的・効率的に活用し、適正・公平な課税の確保に努めています。

令和 6 事務年度においては、令和 5 事務年度に引き続き簡易な接触に積極的に取り組むことにより、接触件数は 3,284 件（対前事務年度比 121.3%）、申告漏れ等の非違件数は 627 件（同 96.0%）、申告漏れ課税価格は 154 億円（同 106.8%）、追徴税額合計は 17 億円（同 107.8%）と、申告漏れ等の非違件数を除き、いずれも簡易な接触の事績の公表を始めた平成 28 事務年度以降で最高となりました。

○ 相続税の簡易な接触の事績

項目	事務年度等		令和 5 事務年度	令和 6 事務年度	対前事務年度比
	年	件数			
① 簡易な接触件数	件	2,708	件	3,284	121.3
② 申告漏れ等の非違件数	件	653	件	627	96.0
③ 申告漏れ課税価格	億円	144	億円	154	106.8
④ 追徴税額	本税	億円	15	億円	109.3
⑤	加算税	億円	0.7	億円	72.9
⑥	合計	億円	16	億円	107.8
⑦	1 簡易な接触件数	申告漏れ課税価格 (③) / ①)	万円	万円	%
⑧	当たる接觸	(③) / ①)	531	468	88.1
		追徴税額 (⑥) / ①)	万円	万円	%
		(⑥) / ①)	59	52	88.9

○ 相続税の簡易な接触の事績の推移



II 調査に係る主な取組

1 相続税の無申告事案に対する実地調査の状況

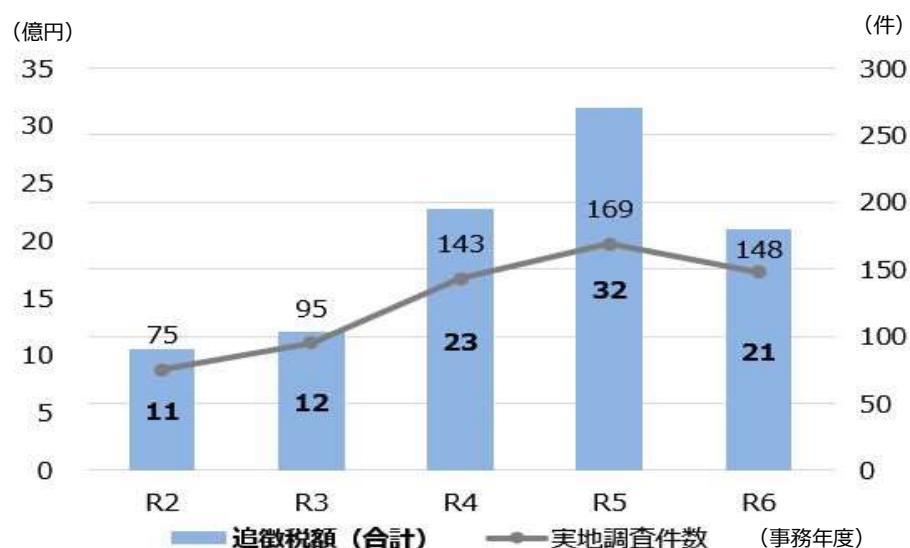
無申告事案は、申告納税制度の下で自発的に適正な申告・納税を行っている納税者の税に対する公平感を著しく損なうものであることから、資料情報の収集・活用など無申告事案の把握のための取組を積極的に行い、的確な課税処理に努めています。

令和6事務年度においては、追徴税額は21億円（対前事務年度比66.3%）でした。

○ 相続税の無申告事案に対する実地調査の状況

項目		事務年度等	令和5事務年度	令和6事務年度	対前事務年度比
①	実地調査件数	件	169	148	87.6
②	申告漏れの非違件数	件	141	128	90.8
③	非違割合 (②/①)	%	83.4	86.5	ポイント 3.1
④	申告漏れ課税価格	億円	170	141	83.1
⑤	追徴税額 本税	億円	26	17	64.3
⑥	加算税	億円	5	4	76.0
⑦	合計	億円	32	21	66.3
⑧	1実件地当たり 申告漏れ課税価格 (④/①)	万円	10,053	9,537	94.9
⑨	追徴税額 (⑦/①)	万円	1,869	1,416	75.7

○ 相続税の無申告事案に係る調査事績の推移



2 相続税の海外資産関連事案に対する実地調査の状況

納税者の資産運用の国際化に対応し、相続税の適正な課税を実現するため、C R S情報（共通報告基準に基づく非居住者金融口座情報）をはじめとした租税条約等に基づく情報交換制度などを効果的に活用し、海外取引や海外資産の保有状況の把握に努めています。

令和6事務年度においては、海外資産に係る申告漏れ等の非違件数は41件（対前事務年度比132.3%）、海外資産に係る申告漏れ課税価格は11億円（同239.6%）と増加しました。

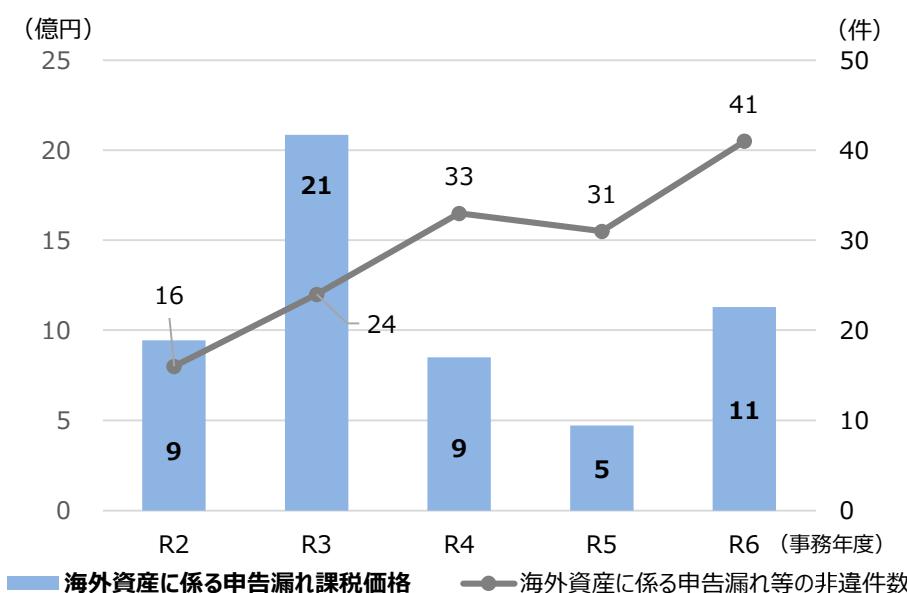
○ 相続税の海外資産関連事案に対する実地調査の状況

項目	事務年度等		令和5事務年度	令和6事務年度	対前事務年度比
	件	件			
① 海外資産関連事案に係る実地調査件数			187	165	88.2
② 海外資産に係る申告漏れ等の非違件数	165	件	139	件	84.2 %
			31	41	132.3
③ 海外資産に係る重加算税賦課件数	10	件	25	件	250.0 %
			1	4	400.0
④ 海外資産に係る申告漏れ課税価格	48	億円	60	億円	124.7 %
			5	11	239.6
⑤ ④のうち重加算税賦課対象	4	億円	10	億円	232.7 %
			0.4	0.9	230.2
⑥ 非違1件当たりの海外資産に係る申告漏れ課税価格(④/②)	2,901	万円	4,293	万円	148.0 %
			1,519	2,752	181.1

(注) 1 海外資産関連事案とは、①相続又は遺贈により取得した財産のうちに海外資産が存するもの、②相続人、受遺者又は被相続人が日本国外の居住者であるもの、③海外資産等に関する資料情報があるもの、④外資系の金融機関との取引があるもの等のいずれかに該当する事案をいう。

2 ②から⑥欄の上段の計数は、国内資産に係る非違も含めた計数を示す。

○ 相続税の海外資産関連事案に対する調査事績の推移



3 贈与税の実地調査の状況

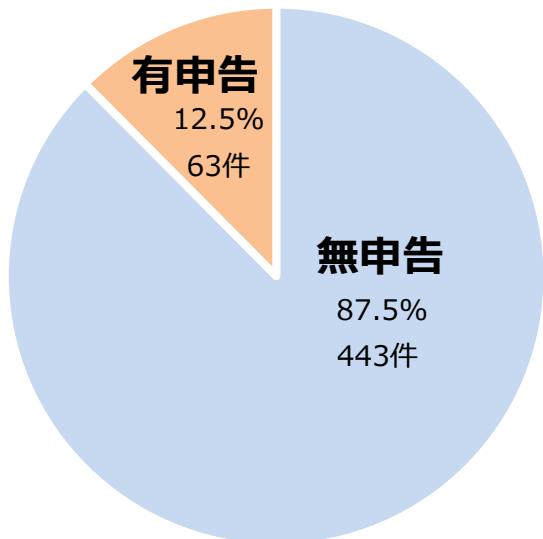
相続税の補完税である贈与税についても、積極的に資料情報を収集するとともに、あらゆる機会を通じて財産移転の把握に努め、無申告事案を中心に贈与税の調査を的確に実施しています。

令和6事務年度においては、実地調査件数は530件（対前事務年度比101.3%）、追徴税額は54億円（同440.8%）と、いずれも増加しました。

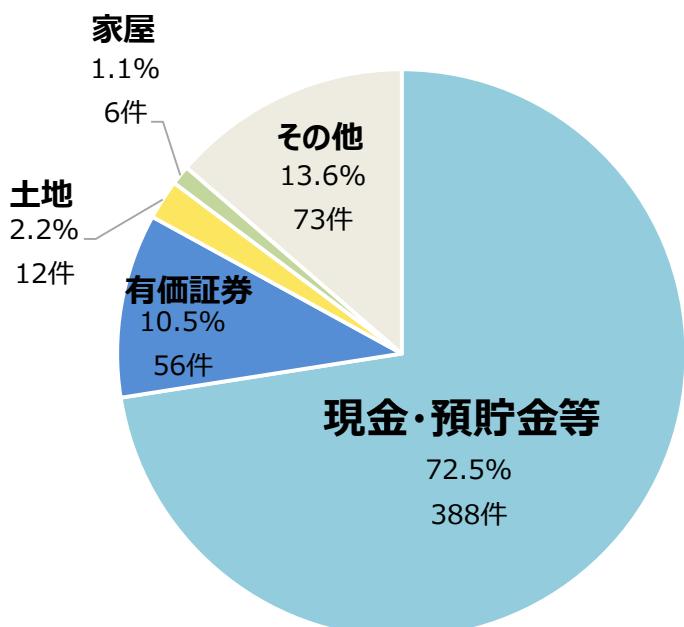
○ 贈与税事案の実地調査の状況

事務年度等 項目		令和5事務年度	令和6事務年度	対前事務年度比	
①	実地調査件数	件 523	件 530	% 101.3	
②	申告漏れ等の非違件数	件 478	件 506	% 105.9	
③	申告漏れ課税価格	億円 35	億円 98	% 283.9	
④	追徴税額	億円 12	億円 54	% 440.8	
⑤	1 実 件 地 当 た 調 り 査	申告漏れ課税価格 (③) / ①	万円 663	万円 1,857	% 280.2
⑥		追徴税額 (④) / ①	万円 232	万円 1,010	% 435.0

○ 申告漏れ等の非違件数の状況



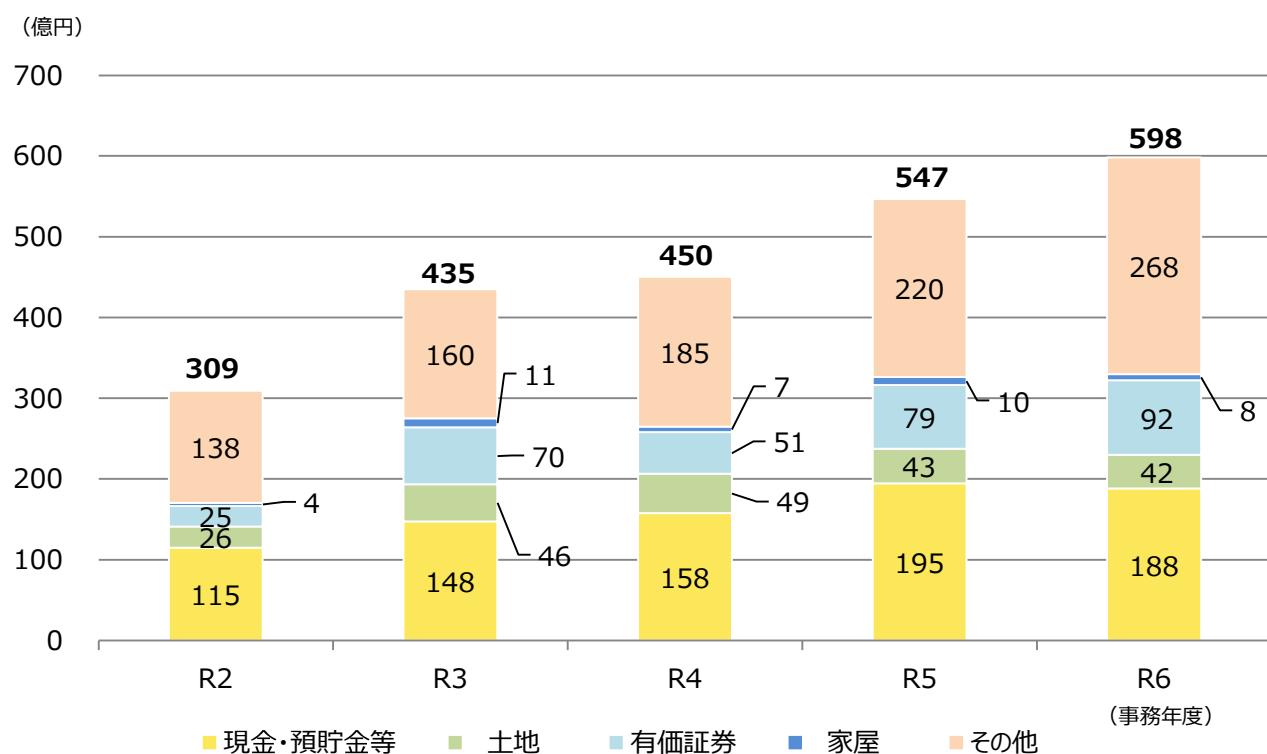
○ 調査事績に係る財産別非違件数（延件数）



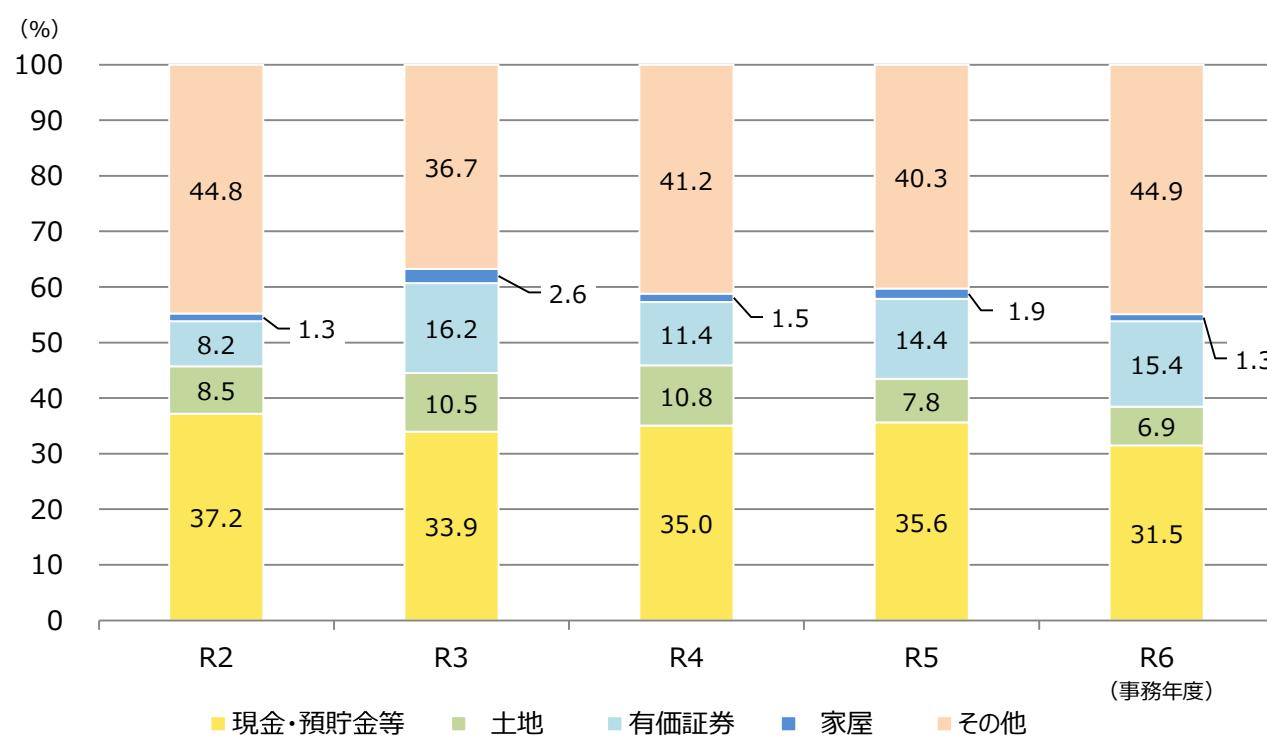
(注) 1つの事案において、複数の財産の申告漏れがあった場合、それぞれ1件と集計したものであるため、延件数となっている。

III 参考計表

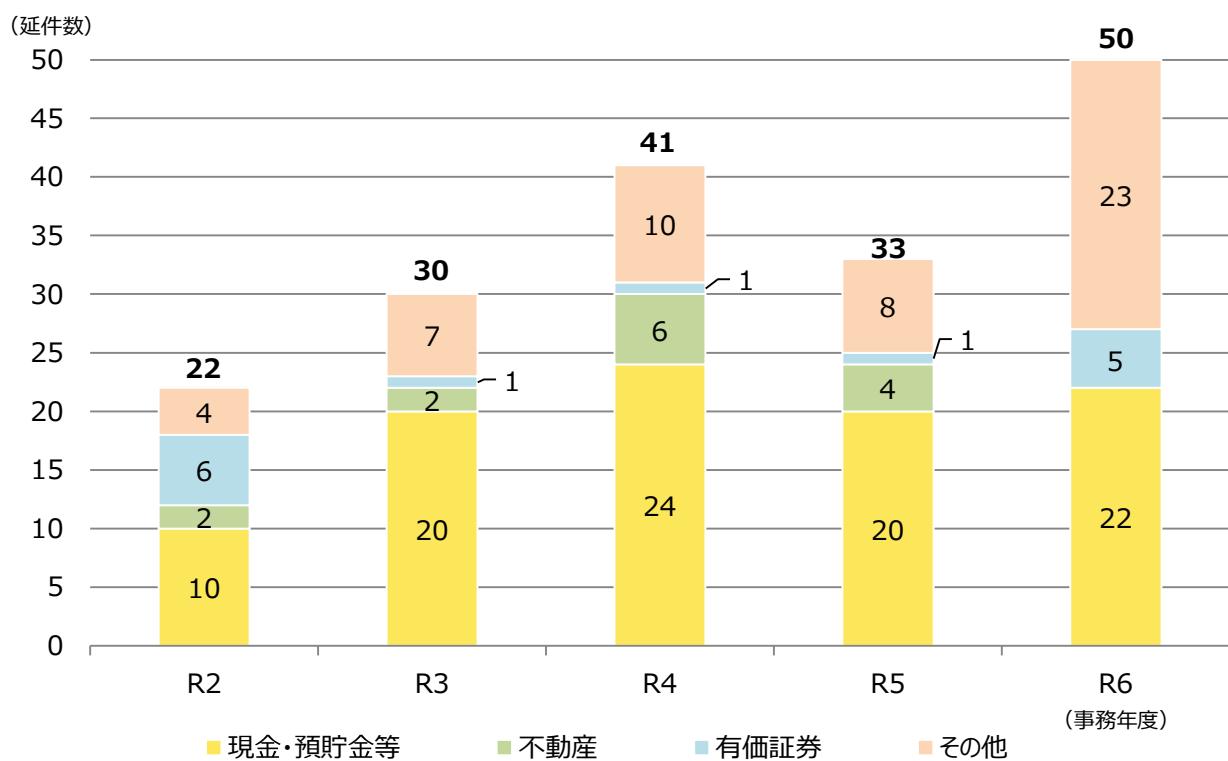
1 申告漏れ相続財産の金額の推移



2 申告漏れ相続財産の金額の構成比の推移

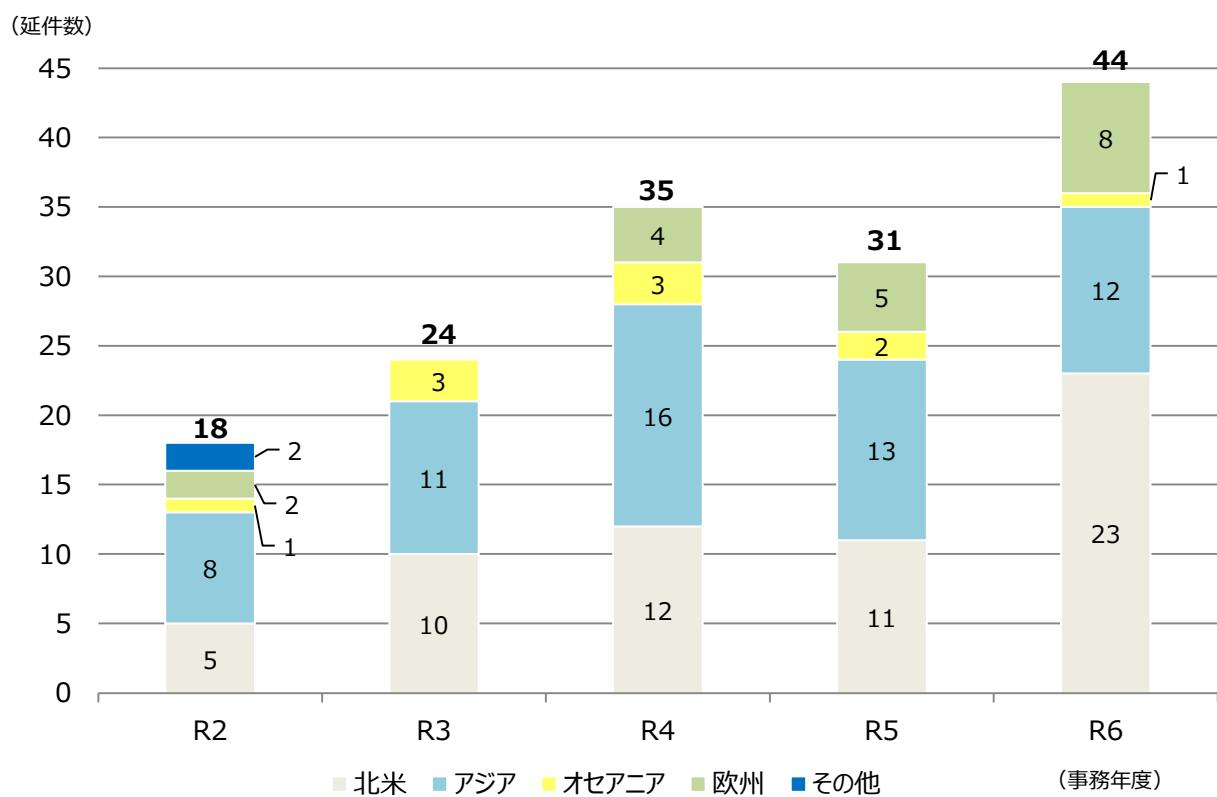


3 相続税の海外資産関連事案に係る財産別非違件数の推移



(注) 「延件数」とは、1つの事案において、複数の財産に申告漏れがあった場合、それぞれ1件と集計したものである。

4 相続税の海外資産関連事案に係る地域別非違件数の推移



(注) 「延件数」とは、1つの事案において、複数の地域に申告漏れがあった場合、それぞれ1件と集計したものである。